

公益財団法人大阪府都市整備推進センター 求職者等に対するセクシュアルハラスメント対応方針

1. 基本的な考え方

公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下「センター」という。）は、求職者等に対するセクシャルハラスメント（センターの職員の性的な言動により、求職活動等を行う求職者等の求職活動等が阻害されることをいいます。）を行ってはならないことをすべての職員に周知徹底します。

センターは、求職者等に対するセクシャルハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメント事案が発生した場合は、事実関係を調査し、行為が認められた場合は、行為者に対して厳正に対処します。

2. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義

「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とは、職員による性的な言動により、求職者、採用選考への応募者、インターンシップ参加者、職場見学者、実習生その他これらに類する者の求職活動等が阻害され、又はその環境が害される行為をいいます。

3. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントに該当する行為

- ① 採用面接、職場見学、インターンシップ、実習その他求職活動等の場における求職活動等を阻害する性的な冗談、からかい、質問、発言又は身体への接触
- ② 採用、実習、職場見学等に関する便宜供与又は不利益取扱いを示唆して、交際又は性的関係を求める行為
- ③ 私的な連絡先の交換を強要し、又は業務上必要な範囲を超えて私的な連絡を行う行為
- ④ その他、これらに準ずる行為

4. 求職活動等に対する対応

- ① 採用等に係る職員は、面接等を原則業務時間内にセンターが指定する場所で実施します。
- ② 採用等に係る職員は、面接等を原則として複数の職員で対応します。
- ③ 採用等に係る職員は、私用 SNS その他の個人的な連絡手段により求職者等に連絡しません。
- ④ 採用等に係る職員は、求職者等と個人的に連絡先を交換しません。

5. 相談窓口の設置

センターでは、求職活動に関する様々なハラスメントや不適切な対応について、以下の窓口でご相談を受け付けています。なお、相談したことを理由として採用選考において不利益な扱いを行うことは一切ありません。相談内容は厳重に管理し、秘密は保持します。

(1) 相談窓口

総務部 総務課 E-mail : soudan@toshiseibi.org Tel : 06-6262-7711	上野共同法律事務所 E-mail : soudan@uenolaw.jp Tel : 06-6365-1229
--	--

※担当者名ではなく、部署名・事務所名で受け付けております。

※相談は匿名でも受け付けております。ただし匿名の場合、事実確認が困難となり、十分な調査や対応ができないことがあります。より適切な対応を行うため、可能な範囲で、状況や経緯を具体的にお知らせください。

※相談内容は、センター及び法律事務所が責任をもって確認し、必要な対応を行います。

(2). 相談後の流れ

- ① 相談者のプライバシーを配慮したうえで、事実関係を確認し、又は外部の機関等に調査を依頼します。
- ② 調査の結果、行為が認められた場合は必要な措置を行います。
- ③ 調査結果、その結果に基づく措置を相談者へ報告します(電話・メール等)。

2026 年 10 月